

瀬戸市表彰審査委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月16日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第29号

瀬戸市表彰審査委員会運営規則の一部を改正する規則

瀬戸市表彰審査委員会運営規則（平成25年瀬戸市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員) 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。 (1) <省略> (2) <u>教育長の職にある者</u> (3)から(5)まで <省略> 2 <省略>	(委員) 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。 (1) <省略> (2) <u>教育委員会教育委員の代表者</u> (3)から(5)まで <省略> 2 <省略>

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。